

長野県立こども病院ボランティアの受入れに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県立こども病院（以下「病院」という。）におけるボランティアの受入れに関し必要な事項を定めることにより、病院と地域社会との協働を図り、もって患者サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 病院におけるボランティアとは、自主性（主体性）、社会性（連帯性）及び無償性（無給性）を原則とし、個人の自発的な意志に基づき病院又は患者・家族のニーズに応じた奉仕活動（医療に関わる行為を除く。）を行う者をいう。

(参加資格)

第3条 ボランティア活動に参加する者は、満18歳以上の健康で、ボランティア活動に熱意があると認められる者とする。ただし、18歳未満の者であって院長が特に認めた者は、保護者等の同意を得た上で活動に参加することができる。

なお、暴力団等反社会的勢力に属する者については、いかなる理由があってもボランティア活動への参加を認めない。

(活動範囲)

第4条 ボランティアの対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1) 患者（家族を含む。）への療養上の援護
- (2) 病院敷地内の環境美化
- (3) その他院長が特に認める活動

(活動時間)

第5条 ボランティアが活動する時間は、午前9時から午後5時までとし、日曜日、土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日を含む。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

ただし、院長が特に必要と認める活動についてはこの限りでない。

(個人情報保護の義務)

第6条 ボランティアは、活動を通して知り得た情報を第4条各号に規定する活動以外の目的で活用し、又は漏らしてはならない。この場合において、活動をする役割を離れた後も同様とする。

(遵守事項)

第7条 ボランティアは、活動にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の人権、人格及びニーズ等を尊重して行動すること。
- (2) 活動中は、病院の定める規則及び病院職員の指示に従い行動すること。
- (3) ボランティア自身及び患者にとって危険な行為はしないこと。
- (4) ボランティア活動中は、病院内において政治活動、宗教活動、営業活動、各種勧誘又は署名活動その他これらに類する活動をしてはならないこと。また、ボランティア活動外及び病院外においても、病院のボランティアであることを利用してこれらの活動をしてはならないこと。

(5) 活動の当日は、事前に病院が定める方法により感染症状を確認し、感染症が疑われる場合は活動を中止するとともに、病院の感染制御看護師（ICN という。）又はその者の指示を受けた職員の指示に従うこと。

(6) ボランティア活動中は、病院の指定するエプロン及び名札を着用すること。

（職員の義務）

第8条 病院の職員は、第2条の規定を踏まえボランティアの活動を支援するものとする。

（活動の許可）

第9条 ボランティア活動を希望する者は、ボランティア活動申込書（様式第1号）にボランティア誓約書（様式第2号）を添えて院長に提出し、活動の許可を得なければならない。

2 院長は、ボランティア活動を希望する者が、15歳以下で義務教育諸学校に在籍する生徒又は児童である場合は、前項の書類に加えて当該学校長の同意書（様式第3号）の提出を求めるものとする。

3 院長は、前2項の規定のほか、必要に応じて健康診断結果書、医師の診断書その他の書類の提出を求めることができる。

4 院長は、第1項の規定による申請があったときは、関係書類を審査し、病院のボランティアとして適当と認めたときは、申込者にボランティア活動許可証（様式第4号）により通知し、ボランティア証（様式第5号）を交付するものとする。

5 前項のボランティア活動許可証の有効期限は4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。

（ボランティア保険）

第10条 前条の規定によりボランティア活動を許可した者は、ボランティア保険に加入するものとする。

（活動許可の取消し）

第11条 ボランティアが第5条から第7条までの規定又は誓約した事項に違反した場合、著しく病院の品位を損なう行為をした場合又は院長が健康上の理由によりボランティア活動が困難と判断した場合、院長は活動許可を取り消すことができる。

2 前項の規定にかかわらず、ボランティアが暴力団等反社会的勢力に属することが判明した場合、院長は直ちに活動許可を取り消すものとする。

（庶務）

第12条 ボランティアに関する事務は、事務部総務課において行う。

2 前項の事務を行わせるため、事務部総務課にボランティアコーディネーターを置く。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動に関して必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。